


## AFP資格更新について

ファイナンシャル・プランナーは、法令・制度等の改正や経済環境が日々変化する中で、顧客に対して常に最新のサービスが提供できるように、継続的に知識や技能の維持・向上に努める必要があります。日本FP協会ではAFP認定者が一時期の知識や技能にとどまらないように継続教育を義務付けており、一定の単位を取得することによって資格の更新をすることができます(資格更新手続きはP14参照)。

資格更新には  
2年ごとの継続教育  
単位の取得が  
必要です。

### 更新に必要な単位の要件

必要単位数	<b>15</b> 単位以上	イラスト動画で解説 AFP資格の更新要件と手続き		
課目要件	「①FP実務と倫理」 <b>1</b> 単位以上を含む <b>3</b> 課目以上			
課目	<p><b>必須課目</b></p> <p>①FP実務と倫理</p> <p>↓</p> <p><b>FP実務と倫理</b></p>	<p><b>選択課目</b></p> <p>②金融資産運用設計 ③不動産運用設計 ④ライフプランニング・ リタイアメントプランニング ⑤リスクと保険 ⑥タックスプランニング ⑦相続・事業承継設計</p> <p>↓</p> <p>上記②～⑦から <b>2課目以上</b></p>	+	
継続教育期間	<b>2</b> 年間	<small>※ 各自の継続教育期間は、AFPライセンスカードまたは会員ホームページ「Myページ」にてご確認ください。 ※ 入会前に取得した単位は無効です。必ずAFP資格認定後に継続教育研修を開始してください。 ※ 15単位を超えた分を次の継続教育期間に持ち越すことはできません。</small>		
単位取得の 証明書類	<p>単位取得した証明書類を単位取得日から3年間保管してください。 資格更新にあたって証明書類の提出が必要な場合があります。</p>			